

平成21年度 保育所・幼稚園・幼児園入所者募集

平成21年4月1日から保育所（園）・幼稚園及び幼児園に入所を希望する児童を対象に、申込受付を次のとおり行います。

■保育所

受付日程	受付対象保育所（園）	受付場所
11月18日（火） 9:00～17:00	富田保育所（☎42 1592） 多間保育園（☎48 2383） 善防保育所（☎48 3765） 白竜保育園（☎47 1185） 北条保育園（☎42 5566） 九会保育園（☎49 0142） 田原保育園（☎49 0148）	市役所 5階大会議室
11月19日（水） 9:00～17:00	日吉保育園（☎45 0324） 泉第一保育所（☎44 1968） 泉第三保育所（☎44 1971） 北条南保育所（☎42 3162） 北条西保育所（☎42 3630）	

入所資格：小学校就学前までの保育に欠ける児童

申込に必要なもの：入所申込書、印鑑、勤務証明書（勤務先の証明）または保育に欠ける状況確認書（民生委員の証明）、児童家庭調査表

※2人以上の児童が同時に入所希望の場合は一人ずつ申込みが必要です。

※指定日に来られない方は、12月18日（木）までにこども未来課へお申込みください。

※申込用紙は各保育所及びこども未来課で配布しています。保育所見学を希望される方は、事前に園にご連絡下さい。



■幼稚園

入園願書・預かり保育等詳しい資料は、11月10日付で市内に住所のある対象児の保護者の方へ郵送します。

入園資格：市内に住所のある5歳児（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ）

申込に必要なもの：入園願書、印鑑

受付期間：11月18日（火）～19日（水）の15:00～17:00に直接入園を希望する幼稚園へ申込みください。

（なお、休園している幼稚園は、こども未来課へ申込みください。）

※市内幼稚園では、締め切り時に入園希望者が15人に満たない場合は「加西市立幼稚園の休園等に関する規程」により休園となります。ただし、15人に満たない場合でも10人以上で、小学校区の就学対象幼児数（校区対象児童数）の80%を上回る場合は、開園します。また、15人に満たず12人以上の場合、ただし書きの10人以上でなくても8人以上の場合は休園を1年に限り猶予します。なお、入園願書締め切り時において、休園規程に該当する幼稚園の入園希望者には他の幼稚園への入園希望を再度お聞きします。



■幼児園

0歳児から4歳児までは保育所の入所となり、5歳児は保育所（長時間保育部）と幼稚園（短時間保育部）どちらでも選択できる、保育所と幼稚園の機能を兼ね備えた幼児園を、これまでの賀茂に加え平成21年度新たに別府と宇仁に設置します。



受付日程	受付対象幼児園	受付場所
11月19日（水） 9:00～17:00	賀茂幼児園 長時間保育部・短時間保育部（☎46 0313） 別府幼児園 長時間保育部・短時間保育部（☎47 0601） 宇仁幼児園 長時間保育部・短時間保育部（☎45 1524）	幼児園又は市役所5階大会議室

※賀茂幼児園は、4歳児（定員：長・短時間保育部合わせて36名）も短時間保育部（幼稚園）を設置しています。

※長時間保育部に入所希望の方で指定日にこれられない場合は、12月18日（木）までにこども未来課へ申込みください。

長時間保育部	入園資格：就学前の保育に欠ける児童 申込に必要なもの：入所申込書、印鑑、児童家庭調査表、勤務証明書が保育に欠ける状況確認書 備考：入所申込に関する書類は、幼児園またはこども未来課で配布しています。
短時間保育部	入園資格：市内に住所のある5歳児（平成15年4月2日～平成16年4月1日生まれ） 賀茂幼児園は4歳児（平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれ） 申込に必要なもの：入園願書、印鑑 備考：5歳児は、入園願書・預かり保育等詳しい資料を11月10日付けで保護者の方へ郵送します。

【問合せ】 各保育所・幼稚園・幼児園 または、こども未来課 ☎428726

市民農園を開設しませんか

特定農地貸付法の改正により、農地を所有している方またはNPO法人や企業等の農地を所有していない方でも市民農園（区画貸し農園）を開設することができるようになりました。

■開設のメリット

- ・農地法の権利移動の許可が不要
- ・農地を農地として維持可能
- ・将来的に自作農地に戻すことが可能
- ・協定書に基づいて貸借が行われるため、貸借条件が明確
- ・生産調整として助成金の対象になる（平成20年度は10,000円/10a）
- ・市のホームページでPRが可能
- ・申請書類作成が簡単（一括で申請できます）



北条町栗田で開設されている市民農園。すでに、利用者で満杯状態です。

■個人や、農業進出を検討されている企業からのご相談も承ります。お気軽にご連絡ください。

■特に市街地の市民農園を借りたいというニーズは強いものにもかかわらず、開設が進んでいないのが現状です。所有農地の有効利用に、ぜひご検討ください。

■すでに市民農園を開設されている方は、加西市ふるさと営業課へ申請いただくことで、市のホームページの利用者の募集が可能になります。

【問合せ先】 ふるさと営業課 ☎428740 ※詳しくは加西市ホームページでご覧になれます。

「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」を利用しましょう

※災害時のみ稼働

災害が発生した場合、被災地の家族・知人の安否を気遣う電話が殺到するため、電話が非常につながりにくくなってしまいます。安否の連絡には「災害用伝言ダイヤル（171）」や携帯サイトの「災害用伝言板」を利用しましょう。



■災害用伝言ダイヤル「171」

局番なしの「171」に電話をかけることで、安否の状況を音声で録音・再生することができるサービスです。一般電話、公衆電話、携帯電話、PHSなどから利用できます。

【使用方法】 ※音声ガイダンスが流れます。

- ①171をダイヤル
- ②伝言を残すときは「1」、伝言を聞くときは「2」を入力
- ③被災地宅の電話番号を市外局番から入力
- ④伝言の録音・再生（30秒以内）

なお、伝言の登録料は無料ですが、被災地までの通話料がかかります。

■災害用伝言板

携帯電話やPHSのインターネットサービスを活用し、文字情報によって被災者の安否状況を伝えることができます。

災害時には、携帯各社ポータルサイトのトップメニューに「災害用伝言板」へのリンクが表示され、あとは画面の指示に従って操作すると伝言を登録したり、閲覧することができます。

トップに表示される「災害用伝言板」を選択。例はNTTドコモ社。他社でも同様です。



毎月1日の体験利用日を活用しましょう

「災害用伝言ダイヤル」、「災害用伝言板」は、災害時に稼働するものですが、毎月1日に体験利用できる日が設けられています。これらのサービスはガイダンスや画面説明によって、誰でも簡単に操作できるようになってはいますが、いきなり本番となるとなかなかうまくいかないものです。体験利用日を利用して普段から操作に慣れておきましょう。体験日は毎月1日のほか、正月三が日、防災とボランティア週間（1月15日～21日）等に設定されています。

【問合せ先】 市民参画課 ☎428751